

(5) 監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、本会の機関として、理事と相互信頼のもとに、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適格性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査の種類)

第6条 定期監査と随時監査とする。

- 2 定期監査は、本会定款第8条に規定する毎事業年度終了後に行う監査とする。
- 3 随時監査は、監事会が必要と認めた事業（大会・合宿・遠征・講習会等）及び事項について随時行うものとする。

(実施方法)

第7条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第8条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議以外の必要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する報告・意見陳述義務)

- 第9条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行にあたり本会の業務の適正な運営・合理化等又は本会の諸制度について意見を持つに至った時は、理事会に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

- 第10条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、これにより本会に著しい損害を生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止を請求することができる。

(理事の報告)

- 第11条 監事は、理事が本会に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

- 第12条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べるすることができる。

(評議員会への報告)

- 第13条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

(評議員会)

- 第14条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

- 第15条 監事は、その選任・解任及び報酬について、評議員会において意見を述べるすることができる。

第4章 監査の報告

(計算書類等の監査)

- 第16条 監事は、会長から事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

- 第17条 監事は、日常の監査を踏まえ、かつ前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。
- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
 - 3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。

第5章 補則

(監事会の設置)

- 第18条 監事は、監査に関する重要な事項について、報告・協議又は決定するために監事会を設置する。ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。
- 2 監事会は、監事全員をもって構成し、その開催、招集、協議内容、運営等に関する事項については、この規程に定めのあるもののほかは監事会が別に定める監事会規則による。

(規程・規則の変更)

- 第19条 この規程ならびに監事会規則の変更は、監事会における協議を経て、理事会の承認を受けるものとする。

- 附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。

[監事会規則]

1. この規則は、監事監査規程第18条第1項により定める。
2. 監事会は定例の会年3回と臨時会を開催する。
 - 1) 定例の会は6月(定期監査時)、11月(中間監査時)、5月(打合せ会)とする
 - 2) 必要が生じたときは、臨時会を開催する。
 - 3) 6月の会議は1泊2日とし、他の会議は原則として1日とする。
 - 4) 日時・会場・内容等は、監事の代表が、専務理事と相談の上決定し、通知する。
3. 諸会議への出席
 - 1) 理事会、評議員会等には全員が出席する。
 - 2) 監査は全員が出席して行う。
 - 3) 運営会議は、原則として1名が順番に交代で出席する。出席者は会議の内容を必要に応じて、他の監事に報告する。
 - 4) その他の会議は、その都度相談の上出席者を決定する。
4. 監査について
 - 1) 業務関係 理事の業務執行状況
 - ① 法令の遵守状況
 - ② 定款、内規、諸規程の整備及び遵守状況
 - ③ 会員及び会員の組織
 - ④ 理事の執行体制及び職務執行状況
 - ⑤ 理事会その他重要な諸会議の議決事項及び遵守状況
 - ⑥ 労務管理
 - ⑦ 基本種類 — 『定款』に定められている書類の管理・保存状況
 - 事務局関係 — 処務日誌、出張関係、備品関係、契約関係(工業会・スポンサー・雇用等)、委員会報告、議事録、諸大会記録
 - 大会(合宿・遠征)関係 — 予算・決算書、報告書
 - 競技力向上関係 — 年間活動計画・報告書(予算・決算)
 - ⑧ その他上記に含まれない項目
- 2) 会計関係 収入支出の妥当性
 - ① 貸借対照表
 - ② 基本財産の運用管理
 - ③ 収支決算書
 - ④ 預金・現金出納帳
 - ⑤ 必要な補助書類
 - ⑥ 証拠書類
 - ⑦ その他上記に含まれない項目

5. 随時監査について

- 1) 任期4年を1単位として一定の監査を行う。
- 2) 国内大会は、年に3つの大会、1人1回を基準とする。
- 3) 国際大会(世界選手権・アジア等)・遠征・合宿についても、必要に応じ計画的に実施する。
- 4) 出席者は必ず監査報告書(出張報告書とともに)を提出する。他の監事にも送付する。

6. 年間計画と予算の提出

- 1) 監事会として、年間計画と予算を事務局に提出する。
- 2) 旅費は、協会の旅費規程に準拠する。

7. この規則の改正は監事会の協議を経て、理事会の承認を受けるものとする。